

# 京都ノートルダム女子大学新型コロナウイルス感染症（COVID - 19） 行動指針【学生用】

## 基本方針

この行動指針は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき、学生の皆さんがとるべき行動をまとめたものです。新型コロナウイルス感染症を予防し、仮に感染した場合にも、健康被害を最小限にとどめ、皆さんが心身ともに健康な生活が送れることを目的として作成しています。

なお、今後の状況の変化等を踏まえて、この行動指針を見直し、必要に応じて修正を加えるものとします。

## 留意事項

この行動指針は、各種方針・通知・ガイドラインを参考に作成し、学生の皆さんの安全を図るためのものであり、個人の診断に用いるものではありません。

また、本学に公認欠席（公欠）制度はありません（2021年度ND手帳p77参照）。この指針に基づいて、保健所や学校医から自宅待機が必要とされ、授業を欠席した（する）場合、教務課・学事課で「欠席連絡票」を受取り、記入して各授業担当者に提出することができます。

## 対象者

全学生

## 目次

### I 感染予防対策

### II 感染に関すること

- 1 新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合
- 2 新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- 3 濃厚接触者と判断された場合
- 4 同居者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- 5 同居者等が濃厚接触者となった場合
- 6 同居者等に新型コロナウイルス感染症を疑う体調不良が生じた場合

## I 感染予防対策

### 1 個人の日常管理

#### (1) 手指及び咳エチケット等

手指衛生や咳エチケットなどの基本的な感染予防対策を行ってください。顔をむやみに手で触らないことも重要です。喫煙者が感染した場合は重症化しやすいので禁煙を強く推奨します。

#### (2) 健康管理

登校前は、必ず自宅で体温を測ってきてください。

#### (3) マスクの着用

大学の構内では、マスクは原則、常時、正しく（鼻マスク×、あごマスク×）着用してください。なお、フェイスシールドのみの着用はやむを得ない場合を除き認めません。マスクを着用することができない時（食事中等）は、会話は極力慎んでください。

#### (4) 本学の新型コロナウイルス感染症への対策の基本

大学では新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアルを策定しています。マニュアルを確認し、引き続き感染予防を心がけてください。

○京都ノートルダム女子大学新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアル  
(令和3年9月15日一部改定版)

[https://www.notredame.ac.jp/pdf/cms/0913\\_manual.pdf](https://www.notredame.ac.jp/pdf/cms/0913_manual.pdf)

## II 感染に関すること

### 1 新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合

#### (1) 対応

次の症状がある場合、かかりつけ医や医療機関を受診してください。

○厚生労働省HP「国民の皆様へ（新型コロナウイルス感染症）」の相談・受診の目安 より抜粋

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

<相談・受診の目安>

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱（37.5度以上または平熱よりおおむね1度以上高い体温）等の症状のいずれかがある場合

- ☆ 重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

(2) 大学への報告

速やかに保健室（医務室）に報告してください。

(3) 医療機関等への相談又は受診

かかりつけ医がいれば、相談し受診してください。かかりつけ医がいなければ、各都道府県にある相談センターに相談してください。医療機関を受診する際には、受診方法を電話等で確認し、マスクを着用して受診するようにしてください。

各都道府県の新型コロナ受診相談センター

府県	名称	電話番号	相談受付時間
京都	きょうと新型コロナ医療相談センター	075-414-5487	京都府・京都市共通 365日24時間
滋賀	受診・相談センター	077-526-5411（大津市在住）	平日9:00～17:00
		077-528-3637（大津市以外）	毎日8:30～17:15
大阪	府民向け相談窓口	06-6944-8197	午前9時から午後6時まで（土曜・日曜・祝日）
兵庫	新型コロナ健康相談コールセンター	078-362-9980	24時間（土曜日・日曜日・祝日含む）
奈良	新型コロナ・発熱患者受診相談窓口	0742-27-1132	24時間（平日・土日祝）
和歌山	和歌山市保健所	073-488-5112	9:00～17:45（平日のみ）
	県庁健康推進課	073-441-2170	24時間（土・日・祝含む）

(4) 登校再開

受診したら、その結果を速やかに保健室に報告してください。保健室から学校医に報告し、学校医が認めた場合、登校することができます。

## 2 新型コロナウイルス感染症に感染した場合

### (1) 対応

保健所や大学が行う調査に協力し、指示に従ってください。

### (2) 大学への報告

速やかに保健室に報告してください。(正当な理由で登校できないことを確認するためと、感染拡大を防ぐため)

### (3) 学校への登校再開

保健所又は主治医が登校再開を認め、さらに学校医が認めた場合、登校することができます。

## 3 濃厚接触者と判断された場合

### (1) 対応

保健所の指示に従ってください。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、感染した方と接触した後 14 日間は、健康状態に注意を払い(健康観察)、不要不急の外出は控えてください。また、大学からの指示にも従ってください。

○厚生労働省 HP 新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け) より抜粋  
「3. 新型ウイルス感染症の予防法 問3 濃厚接触者とはどのような人でしょうか。濃厚接触者となった場合は、どんなことに注意すればよいでしょう。」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html)

### (2) 大学への報告

速やかに保健室に報告してください。(正当な理由で登校できないことを確認するためと、感染拡大を防ぐため)

## 4 同居者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

### (1) 対応

保健所の指示に従ってください。ただし、保健所が学生を濃厚接触者と判断するまでの間は、学校医の指示に従ってください。学生が、濃厚接触者と判断された場合は、**3 濃厚接触者と判断された場合** の対応となります。

(2) 大学への報告

速やかに保健室に報告してください。(学校医の指示を確認するためと、正当な理由で登校できないことを確認するため、感染拡大を防ぐため)

5 同居者等が濃厚接触者と判断された場合

(1) 対応

同居者等に、1 疑わしい症状がある場合で示したく相談・受診の目安>の症状がある場合、同居者等は速やかにかかりつけ医または医療機関を受診してください。

学生に症状がない場合でも、同居者等のPCR検査の結果がでるまでは、自宅待機が望ましいため、保健室に相談してください。

(2) 大学への報告

速やかに保健室に報告してください。(正当な理由で登校できないことを確認するためと、感染拡大を防ぐため)

6 同居者等に新型コロナウイルス感染症を疑う体調不良が生じた場合

(1) 対応

同居者等に、1 疑わしい症状がある場合で示したく相談・受診の目安>の症状がある場合、同居者等は速やかにかかりつけ医または医療機関を受診してください。

同居者等が受診し、PCR検査を受けない場合で、学生に症状がない場合は、毎朝健康観察を行いながら登校できます。

同居者等が受診し、PCR検査を受けた場合は、PCR検査の結果がでるまでは、自宅待機が望ましいため、速やかに保健室に相談してください。

(正当な理由で登校できないことを確認するためと、感染拡大を防ぐため)